

指宿広域市町村圏組合職員の表彰に関する規程

(平成6年指宿広域市町村圏組合訓令第9号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

平成29年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、職員の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の意義)

第2条 この訓令において「職員」とは、指宿広域市町村圏組合職員定数条例(昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第4号)第2条に規定する職員をいう。

(表彰)

第3条 職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、管理者はこれを表彰することができる。

- (1) 組合の事務運営上著しい功績があった者
- (2) 勤務成績が特に優秀な者
- (3) 災害の未然防止その他災害に関し功績があった者
- (4) 勤続年数が30年に達し勤務成績が良好の者及び勤続年数が25年以上30年未満の者で定年退職する者
- (5) その他特に他の模範となる行為のあった者

(勤続年数の計算)

第4条 前条第4号に規定する勤続年数の計算は、職員として引き続いた在職期間によるものとする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日から毎年10月1日までの年月日数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち、休職又は停職の処分によって職務に従事することを要しなかった在職期間があったときは、その在職期間の2分の1に相当する在職期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4 前3項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) 表彰状

(2) その他必要と認める方法

(表彰の時期)

第6条 第3条第1号から第3号まで及び第5号に規定する表彰は、その都度必要な日に行う。

2 第3条第4号に規定する表彰は、毎年10月に管理者が定める日に行う。ただし、勤続年数が25年以上30年未満の者で定年退職する者については退職の日に表彰する。

(表彰審査会の設置)

第7条 この訓令による表彰について審査を行うため、職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、事務局次長、庶務係長、財務係長及び企画係長をもって充てる。

(会長の職務)

第9条 会長は、審査会の事務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(審査会の結果報告)

第10条 会長は、審査会で調査審議した結果を管理者に報告しなければならない。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、庶務係において処理する。

(表彰の内申)

第12条 係長及びセンター長は、所属職員で第3条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、表彰内申書（別記様式）により、管理者に内申するものとする。

(雑則)

第13条 この訓令に定めるもののほか，必要な事項については，管理者が定める。

附 則

この訓令は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は，平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は，平成25年3月8日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は，平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第 12 条関係）

年 月 日

指宿広域市町村圏組合管理者様

所属長 ④

表 彰 内 申 書

所 属	職 名	氏 名
表彰理由（表彰事項を証するものがあるときは、添付すること）		
本 籍		
現住所		
略 歴		
勤務の状況	賞罰の状況	家庭の状況